

ひとり親家庭等 利用料助成について



ひとり親家庭等の仕事と育児の両立や子育ての負担軽減を目的に利用料の半額を助成します

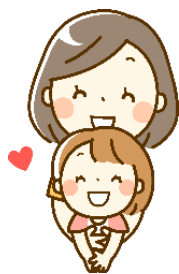
ひとり親
家庭等とは

- ・児童扶養手当を受給している方
- ・ひとり親家庭等福祉医療費を受給している方
- ・生活保護及び市民税非課税の方
- ・多胎児(双子など)を養育している方

利用料の
助成に
ついて

- ・ひとり親家庭等に該当する方は、利用料金の半額を年10回まで補助いたします
(※1回あたり上限2000円まで※交通費、食事代などの実費負担料及びキャンセル料は除く)

依頼会員(利用対象者)



- ※利用するためには事前に登録(無料)が必要です。
- ※受付開始:令和4年4月1日
- 必要書類(児童扶養手当証書/ひとり親家庭等医療費受給者証/生活保護受給者証等)をご用意いただき、センターまでお越し下さい。審査終了後、決定通知及び会員証を送付します。
- ※相互援助活動利用時に、助成を利用する場合は事前にセンターへ申告をお願いします。活動終了時、助成後の利用料金を提供会員に支払います。

提供会員(助成対象者)

- ※相互援助活動の際、ひとり親家庭等会員である依頼会員より助成の申請があった場合、助成後の金額を利用料として受け取ります。活動翌月以降に活動記録簿に申請書を添えて1か月分をまとめてセンターに提出してください。指定の口座に差額料を振り込みます。
- ※申請は、数か月分まとめて申請していただくことは可能です。



助成を受けるための 手続きの流れ



1. 諫早市ファミリー・サポート・センター会員のうち
「ひとり親家庭等」に該当する方



2. 「ひとり親家庭等会員登録申請書」を提出

※添付書類／「児童扶養手当証書のコピー」又は「ひとり親家庭等福祉医療費受給者証のコピー」、「生活保護受給者証のコピー」を提出
※添付書類の有効期限ごとに、毎年更新手続きを行います



3. 書類審査の上、登録決定後通知書と会員証を発行

※審査がありますので、不承認の場合もございます



4. 利用対象者(依頼会員)は、相互援助活動利用時
助成希望の際センターへ事前に申告し、活動終了
時に助成後の利用料金を提供会員へ支払い



5. 助成対象者(提供会員)は、活動の翌月以降に
1か月分をまとめて「助成金交付申請書」に記入し
活動記録簿とあわせてセンターへ提出

※初回の申請時に、通帳のコピーなど口座番号が確認できる書類を
提出してください



6. 審査後、センターより「ひとり親家庭等支援助成金
交付決定通知書」を発送し、提供会員の指定口座
に差額分を振込